

## 農業水利施設 ICT ネットワーク整備計画策定業務 特記仕様書

### 第1条 適用範囲

- (1) 本特記仕様書は、「農業水利施設 ICT ネットワーク整備計画策定業務」(以下「本業務」という)に適用する。
- (2) 本業務は、契約書及び設計業務共通仕様書(令和7年3月 農林水産省農村振興局整備部設計課)(以下「共通仕様書」)による他、本特記仕様書に基づき実施するものとする。

### 第2条 目的及び概要

本業務は、地域の湛水被害を防止するため、排水機場の稼働状況や、ため池の水位等の情報を遠隔監視できるように、現地の設備や環境条件を把握し、LPWA や IEEE 等の通信規格を用い試行調査を実施した後、本地区に適した通信方式及び通信施設の計画、情報通信ネットワーク環境の検討を行うものである。

### 第3条 業務計画書

受注者は、業務計画書を作成し、発注者(監督職員)に提出しなければならない。

### 第4条 業務内容

本業務は2カ年計画の1年目である。

1年目は、主な内容として「事前調査」、「試行調査」、「調査及び技術的検討」、「ワークショップ」を想定しており、試行調査(電波調査)の結果をもとに機器の規格、センサーの位置、種類、数量等を検討するものである。

#### (1) 1年目 (今回業務範囲)

名 称	内 容
①事前調査	試行調査実施前の現地調査。
②試行調査(電波伝播の確認)	仮設基地局や水位センサー、CT(稼働)センサー等を設置し、電波調査等を実施する。
③調査及び技術的検討	現地調査及び試行調査結果をもとに、基地局や各種センサーの位置、種類、数量等を検討し、現場環境に応じた計画を作成する。
④ワークショップ	・現状課題等の聞き取り、実施内容の説明(1回を想定)

⑤報告書作成	・①～④のとりまとめを行い、報告書（成果品）を作成する。
--------	------------------------------

(2) 2年目（参考）今回対象外

名 称	内 容
①ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元関係者への聞き取り。</li> <li>・内容に変更があった場合の説明 ※必要の都度</li> <li>・最終報告</li> </ul>
②調査及び技術的検討	1年目の報告書や必要の都度追加の調査等を実施し、整備計画を作成する。
③整備計画の策定	1年目、2年目の報告書をまとめ、実施整備計画を作成する。

第5条 機器の仕様

(1) 本業務は、下表に示す機器及び場所において試行調査することを想定しているが、調査の結果、機器の仕様、数量の変更が必要な場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 機器にかかる一切の費用（機器管理費、通信費等）は受注者負担とする。

名称	無線 基地局	水位センサー	CT(稼働) センサー	監視カメラ	雨量計
中央排水機場	2	1	1	1	
中央干拓地(公園)					1
天狗鼻排水機場					
梅崎排水機場					
松崎排水機場		1			
葭原排水機場					
長田第一排水機場					
長田第二排水機場					
小豆崎排水機場					
田尻東排水機場	1		1		
田尻西排水機場					
杉谷ため池	1	1			
合計	4	3	2	1	1

機器名	規格	数量 (基)	設置場所
無線基地局	LPWA (LoRaWAN)	3	中央排水機場、田尻東排水機場 杉谷ため池
無線基地局	IEEE (Wi-FiHaLow)	1	中央排水機場
水位センサー	LPWA (LoRaWAN)	3	中央排水機場、松崎排水機場 杉谷ため池
CT (稼働) センサー	LPWA (LoRaWAN)	2	中央排水機場、田尻東排水機場
監視カメラ	IEEE (Wi-FiHaLow)	1	中央排水機場
雨量計	LPWA (LoRaWAN)	1	中央干拓地内前面堤防中央部公園

(3) 最終的な整備予定については、別紙機器設置計画一覧（ハード（案））を想定しており、これを踏まえたうえで調査するものとする。

#### 第6条 業務場所

業務場所：長崎県諫早市中央干拓外 番地内

※詳細は別紙位置図参照

#### 第7条 履行期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

#### 第8条 打合せ協議

本業務の打合せ協議については下記の通り計画している。打合せ協議時期の詳細については監督職員と協議の上、決定するものとする。

打合せ協議時期	回数
完了前	1回

#### 第9条 土地への立ち入り等

(1) 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するための公有地又は私有地に立ち入る場合には、関係者と協議し許可を得て立ち入るものとする。また、試行調査による機器設置についても、機器設置の許可を得てから行うものとする。

## 第10条 成果品の提出

受注者は、下記の通り成果品を納入するものとする。

業務報告書・・・ 紙媒体 1部  
CD-R 1部

## 第11条 協議

本特記仕様書に記載のないものについては、監督職員と協議するものとする。

## 第12条 その他事項

### 1. 労働環境改善の取り組み

業務を円滑かつ効率的に進めるため、労働環境の改善に繋がるルールを定め、計画的に業務を履行することで、労働環境を改善し、今後、更なる業務の円滑な実施に努めるとともに魅力ある建設業界の創造に努めること。

取組内容については、定時退社などの労働環境改善の取り組みが各企業で異なることが考えられるため、以下に示す項目を参考として、受注者及び発注者の間で調整のうえ取り組む内容を設定し業務計画書等に記載すること。

(ア) 月曜日は依頼の期限日としない。(マンデイ・ノーピリオド)

(イ) 金曜日は依頼しない。(フライデー・ノーリクエスト)

(ウ) 週1回以上は定時に帰るよう心がける。

(ワンウィーク・ノーオーバータイム)

(エ) 午後5時以降の打合せは行わない。

(オーバーファイブ・ノーミーティング)

(オ) その他、取組みが必要と思われる内容。

### 2. 業務完了後の協力について

(1) 成果品について、業務完了後に遺漏、誤り等が発見された場合は受注者の責任において直ちに修正するものとする。

(2) 本業務完了以降関連業務を実施する際、本業務成果品についての内容確認や質疑について協力するものとする。